

事業番号	09 05 07	事業改善シート（24年度実施事業分）		<input type="checkbox"/> 予算要求	<input type="checkbox"/> 予算案	<input checked="" type="checkbox"/> 点検
事業名	野生鳥獣救護対策事業費			担当課	部局	林務部
<参考> 総合5か年計画	プロジェクト			担当課	課・室	森林づくり推進課 野生鳥獣対策室
	施策の総合的展開	1-4 森林を生かす力強い林業・木材産業づくり		担当課	E-mail	shinrin@pref.nagano.lg.jp
		4 様々な主体の関わりによる森林の適正管理と多様な利活用の推進		実施期間	S63	～

### 1 事業の概要

目指す姿	○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び第11次鳥獣保護事業計画に基づき、傷病鳥獣の救護を実施し、希少種を含めた鳥獣の野生復帰を図り、野生鳥獣保護管理を推進する。					
現状	○公立動物園、獣医師、救護ボランティアによる傷病鳥獣の救護を実施 ・平成22年度 152件(内訳:鳥類135件、獣類17件) ○高病原性鳥インフルエンザについては、国・県のマニュアルに基づき死亡野鳥及び糞便の検査を実施 ・平成22年度 801羽の不審死野鳥を扱い、77羽で検査。全て高病原性インフルエンザは陰性。					
県が関与する理由	<input type="checkbox"/> 法令等義務 <input type="checkbox"/> 内部管理 <input checked="" type="checkbox"/> 県でなければ実施不可 <b>【左記の説明、根拠法令等】</b> <input type="checkbox"/> 民間、市町村でも実施可能だが、県関与の必要性有 <b>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び第11次鳥獣保護事業計画に基づく鳥獣保護を図る事業である。</b> <input type="checkbox"/> その他( )					
事業内容	① 成果目標(H24)					
	○救護マニュアルの基準により、適切な傷病鳥獣の救護を行う。 ・195件の鳥獣の救護 (H20::223件、H21:211件、H22:152件 3か年平均195件) ○「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る技術対応マニュアル」(環境省)に基づき、糞便採取検査を実施する。 ・年4回					
	② 事業内容 (単位:千円)					
	項目	実施方法	H24事業実績	H24 (当初)	H24 (決算)	H25 (当初)
	救護ボランティア	直接	県に登録した野生傷病鳥獣救護ボランティアによる傷病鳥獣の救護を支援する。	163	160	163
	救護委託	委託	公営動物園及び獣医師会に対し、傷病鳥獣の救護を委託する。	2,000	1,998	2,000
	ウイルス保有状況調査	直接	「死野鳥や定期的な糞便採取調査により、高病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入を早期に発見する。	505	479	505
			合計	2,668	2,637	2,668

事業コスト	区分(単位:千円)	22年度	23年度	24年度	25年度
	前年度繰越				
	当初予算	2,700	2,667	2,668	2,668
	補正予算				
	合計(A)	2,700	2,667	2,668	2,668
	国庫支出金				
	県債				
	その他( )				
	一般財源	2,700	2,667	2,668	2,668
	決算額(B)	2,700	2,667	2,637	2,668
概算職員数(人)	0.10	0.10	0.10	0.10	
概算人件費(C)	826	826	826	826	
概算事業費(B(A)+C)	3,526	3,493	3,463	3,494	

成果目標の達成状況					
項目	現況(見込)	H24			H25目標
		目標	成果	達成状況	
救護委託による救護数	152	195	159	未達成	173
糞便採取調査数(年)	4	4	4	達成	4

目標に対する成果の状況	救護委託事業における鳥獣の救護数は、H23年度を若干上回る数の鳥獣を保護した。救護数の目標はあくまで目安であることから、県の救護マニュアル等に沿って、適切な救護が実施できた。また、糞便採取調査数については、目標どおり実施した。
-------------	---

### 2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようにしていきたいか。	<input type="checkbox"/> 事業を実施しない <input type="checkbox"/> 事業を見直して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施 今後、野生鳥獣の保護管理のため、適切に傷病鳥獣の救護を実施していく。また、鳥インフルエンザ対策として、糞便採取調査も確実に実施していく。
---------------------	---